議案 第69号

山都町物産館条例の一部を改正する条例の制定について

山都町物産館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 4 年 9 月 8 日 提出

山都町長 梅田 穰

(提案理由)

新道の駅物産館運用開始に伴い、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の 2第1項の規定に基づき、設置及び管理に関し必要な事項を定める必要があります。 これが、この議案を提出する理由です。 山都町物産館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町物産館条例の一部を改正する条例

山都町物産館条例(平成17年山都町条例第118号)の一部を次のように 改正する。

第2条を次のように改める。

(名称及び位置)

第2条 物産館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
虹の通潤館	山都町下市184番地の1
道の駅通潤橋	山都町城平660番地

第3条中「虹の通潤館(以下「物産館」という。)」を「物産館」に改める。 第7条第3項中「第6条の」を「前条の」に、「第6条中」を「同条中」に

改める。

附則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

山都町物産館条例(平成17年山都町条例第118号)新旧対照表

現行	改正後 (案)	
(名称及び位置)	(名称及び位置)	
第2条 物産館の名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 物産館の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称 虹の通潤館	<u> </u>	
位置 山都町下市184番地の1	虹の通潤館 山都町下市184番地の1	
	道の駅通潤橋 山都町城平660番地	
(業務)	(業務)	
第3条 虹の通潤館(以下「物産館」という。)は、次に掲げる業務を行う。	第3条 <u>物産館</u> は、次に掲げる業務	を行
	う。	
(1)~(5) (略)	(1)~(5) (略)	
(指定管理者による管理)	(指定管理者による管理)	
第7条 (略)	第7条 (略)	
2 (略)	2 (略)	
3 第6条の規定は、第1項の規定により物産館の管理を指定管理者に行わ	3 前条の 規定は、第1項の規定により物産館の管理を指定管理者	に行わ
せる場合について準用する。この場合において、 <u>第6条中</u> 「町長」とあ	せる場合について準用する。この場合において、 <u>同条中</u> 「町長	」とあ
るのは「指定管理者」と読み替えるものとする。	るのは「指定管理者」と読み替えるものとする。	